

「新型コロナウイルス関連情報」
(その34: 非常事態宣言の継続)

【ポイント】

- 10月5日(月)15時現在、東ティモール国内での新型コロナウイルスの新たな感染者の発表はありません(国内の累計感染者数:28人)。
- 東ティモール政府は、東ティモール国内での新型コロナウイルスの拡大防止の必要な措置を引き続き執るためとして、非常事態宣言の継続を決定しました。継続の期間は、10月5日(月)0時00分から11月3日(火)23時59分までの30日間です。

(本文)

1 新型コロナウイルス感染状況

- (1)10月5日(月)15時現在、東ティモール国内での新型コロナウイルスの新たな感染者の発表はありませんが、9月28日(月)に1人の新たな感染者が発表され、現在、国内の累計感染者数は28人となっており、当該新規感染者は現在隔離施設で治療中です。
- (2)また、10月4日(日)付けの保健省発表のデータによれば、検査結果待ちが276人、政府指定施設やホテル、自宅で隔離中の者が699人、治癒者は27人となっています。

○在東ティモール日本国大使館ホームページ

<http://www.timor-leste.emb-japan.go.jp>

○東ティモール保健省フェイスブック

<https://web.facebook.com/MinisteriodaSaudeTL/>

2 非常事態宣言の継続

- (1)東ティモール政府は、東ティモール国内での新型コロナウイルスの拡大防止の必要な措置を引き続き執るためとして、非常事態宣言の継続を決定しました。継続の期間は、10月5日(月)0時00分から11月3日(火)23時59分までの30日間です。
- (2)現在までのところ、東ティモールにおける新型コロナウイルスの感染者は、全て国外からの輸入例となっていますが、インドネシア(東ヌサ・トゥンガラ州)との陸上国境を不法入国するケースが後を絶たず、東ティモール当局の大きな懸念となっています。
- (3)国境管理の強化、外国人の入国制限、入国者全てに対する健康管理及び隔離措置は引き続き継続されるとともに、37.5度以上の体温、咳、喉の痛み、呼吸困

難や息切れ等の症状がある者は、バス、船、または航空機に乗ることが禁じられています。

(4)在留邦人の皆様におかれては、引き続き新型コロナウイルスの感染防止に努めて下さい。

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(PC版・スマートフォン版)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>

○厚生労働省ホームページ(新型コロナウイルス感染症について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

(厚労省のヘルプデスク連絡先)

・外国からかける場合: +81-3-3595-2176(日本語, 英語対応可)

・対応時間: 日本時間の9:00~21:00(土日含む)

○渡航先における情報を迅速に入手するためにも、「たびレジ」が大変便利です。第三国へ渡航の際は、下記のリンクから訪問先の「たびレジ」に是非登録をお願いします。(詳細は <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照)

【問い合わせ先】

在東ティモール日本国大使館領事・警備班

住所: Avenida de Portugal, Pantai Kelapa, Dili, Timor-leste

電話: (国番号 670) 332-3131~2 緊急電話: 7723-1127

ホームページ: <http://www.timor-leste.emb-japan.go.jp>

メール: ryoji.timor-leste@di.mofa.go.jp

(了)